

目 次

序論 中心市街地活性化基本計画とは	1
[1] 中心市街地活性化制度とは	1
[2] 中心市街地活性化基本計画の位置づけ	1
1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	2
[1] 岩国市の概況	2
[2] 中心市街地の概要.....	4
[3] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析.....	7
[4] 地域住民のニーズ等の把握・分析	33
[5] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証	48
[6] 中心市街地活性化の課題.....	59
[7] 中心市街地活性化の方針(基本的方向性)	62
2 中心市街地の位置及び区域	64
[1] 位置	64
[2] 区域.....	66
3 中心市街地の活性化の目標	70
[1] 中心市街地活性化の目標	70
[2] 計画期間の考え方.....	70
[3] 目標指標の設定の考え方	71
4 市街地の整備改善のための事業に関する事項	82
[1] 市街地の整備改善の必要性.....	82
[2] 具体的事業の内容.....	83
5 都市福利施設を整備する事業に関する事項	84
[1] 都市福利施設の整備の必要性.....	84
[2] 具体的事業の内容.....	85
6 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業に関する事項	86
[1] まちなか居住の推進の必要性	86
[2] 具体的事業の内容.....	86

7 経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	87
[1] 活力の向上の必要性	87
[2] 具体的事業の内容等	88
8 4から7までの事業と一体的に推進する事業に関する事項	93
[1] 取組の必要性	93
[2] 具体的事業の内容等	93
■4～8掲載事業一覧	94
9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	97
[1] 市町村の推進体制の整備等	97
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	98
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	101
10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	103
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	103
[2] 都市計画手法の活用	105
[3] 都市機能の集積のための事業等	105
[4] その他の事項	105
11 その他中心市街地の活性化に資する事項	107
[1] 都市計画等との調和	107